

お茶の京都エリア家康伊賀越えの道ウォーキングガイドマップ 作成業務仕様書

1 事業の目的

お茶の京都エリアのうち、京田辺市、井手町、宇治田原町、城陽市、精華町に伝承される「家康伊賀越えの道(※)」は、当地域を東西に横断的に広がる歴史的な資源であり、これを地域観光資源として活用し、全国の歴史好きファン及びウォーキング好きの顧客を当地域へ誘客するためのウォーキングガイドマップを作成する。

(※)「家康伊賀越えの道」とは

天正10年6月2日(1582年6月21日)、堺に滞在していた徳川家康は、本能寺の変で織田信長が殺されたことを知った。一度は京都に上り自刃すると主張した家康だったが、家臣たちに説得されて帰国を決意し、明智方の武者狩りに会うことを避けて裏道どころか、獣も通らないような道なき道、峠を越え、一路三河を目指し、命からがら逃げたルートである。

2 事業の内容

「家康伊賀越えの道」に関連する史実には諸説ある為、ウォーキングマップ作成に当たっては、お茶の京都 DMO が指定する市町村への現地ヒアリング(実踏)や取材をベースに、縁のスポットや想定されるルートをマップに反映するものとする。

なお、当ガイドブックは、各地域のボランティアガイドクラブが個人及び団体からのガイド依頼時に参加者向け資料として使用すること及び、個人で地域を訪問してマップを元にウォーキングができるものとするを想定。

□構成:

- ・あまり歴史に詳しくない方でも、家康伊賀越えの道の歴史に興味を持てるような紹介をすること。今回はルートを1本に決定するものではなく、諸説を紹介し、歴史及び地域の魅力を発信するものとする。
- ・京都府を横断する伊賀越えの道ルートの全体マップを掲載すること。
- ・対象市町村の伊賀越えの道ゆかりのスポットとそのエピソードをバランスよく掲載すること。
- ・歴史との関連の有無に関わらず、関係対象市町村の紹介と代表的な観光スポット、その魅力を掲載すること。
- ・各市町村のボランティアガイドクラブ等の連絡先を記載すること。
- ・追加で記載する内容や掲載スペース・レイアウトは企画提案を求める。

※ 写真はお茶の京都 DMO や各市町村が保有するものについては無償提供とする。ただし、マップの構成上、必要となる新たな撮影等については受託事業者が行うこととする。なお、その際に発生した著作権処理については受託事業者が行うこと。

□言語:日本語

□業務期間:契約日から令和2年3月19日(木)まで

□仕様 様:A5 サイズ、全 16 ページ以上の冊子(表紙・裏表紙は別)、フルカラー、マットコート紙 90kg 以上、中綴じを基本とする。 ※視認性や携帯性がハイカーが使用するのに適したものであれば、サイズ・構成等、企画提案することを認める。

□ヒアリング対象市町村:城陽市、京田辺市、井手町、宇治田原町、精華町

※ヒアリング対象は、各自治体・観光協会・ボランティアガイドクラブ等を想定。

※現地ヒアリングや調査は各自治体2回程度を想定しているが、必要に応じて、電話やメール等を含む追加や補足調査を行うこととする。

□納品物:

①ガイドブック 8,000 部

②印刷に耐えうる JPEG 形式データ及び PDF データ

③Web 掲載用の PDF データ

④今後の改定作業等において、DMO 及び DMO が委託した業者が再編集できるイラストレータデータ

□納品場所:①は DMO 及び、対象市町村(役所及び観光協会・ボランティアガイドクラブ)

②③④については DVD に格納し納品すること。

3 企画提案書の作成

企画提案書では、以下の項目について記載すること

- (1) ページ割
- (2) 主な頁のデザイン案
- (3) 業務遂行体制
- (4) スケジュール
- (5) 業務を主に担当するものの実績
- (6) 会社での同種業務受託実績

4 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者、責任者等を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、DMOからの問い合わせ等に対応すること。

5 その他

- (1) 業務に係る全ての成果品の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)はDMOに帰属する。また、成果品は、DMO及び京都府、関係市町村又は関係観光協会等が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- (2) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないよう受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (3) 本業務仕様書に定めのない事項については、DMOと協議するものとする。

以上